騒音・振動・悪臭・交通公害関係資料 5

表 騒音1 騒音に係る環境基準

(1) 道路に面する地域以外の地域

(単位:デシベル)

地域の類型	基	準 値
地域 グ 規 室	昼間	夜間
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
С	60以下	50以下

- 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 - 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 - 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

 - 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(2) 道路に面する地域

(単位:デシベル)

地域の区分	時間⊄)区分
型 域 07 区 万	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値 の欄に掲げるとおりとする。

(幹線交通を担う道路に近接する空間における特例)

	基準	善 値		
昼 間			夜	間
70以下			65L	以下

- 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、 屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることが
- (注1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 - (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上 の区間に限る。)。
 - (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用
- (注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定す るものとする。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

表 騒音2 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基 準 値
I	57デシベル以下
П	62デシベル以下

- 備考1 Iを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 - 2 Ⅱを当てはめる地域は、Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

表	騒音3	特定工場等に関する騒音の規制基準	
200	例虫日 〇		

時間の区分		区 域 0	時間の区分						
時间の区別	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域					
昼間	50	60	65	70	午前8時〜午後7時 (津久見市は午前7時〜午後7時)				
朝・夕	45	50	60	65	午前6時~午前8時 (津久見市は午前6時~午前7時) 午後7時~午後10時				
夜間	40	45 日田市は40	50 津久見市は55	60 臼杵市は55	午後10時~ 翌日の午前6時				

- 備考1 第1種区域とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域をいう。

 - 第2種区域とは、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域をいう。 第3種区域とは、住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環 3 境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域をいう。
 - 4 第4種区域とは、主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させない ため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域をいう。

表 騒音4 特定建設作業に関する騒音の規制基準

						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	規	制	項	П		区 域 6	の 区 分
	況	י ונימו	垻	Н		1号区域	2号区域
基		<u>k</u>	É		値	85デミ	シベル
作	業	禁	止	時	間	午後7時~午前7時	午後10時~午前6時
最	大	作	業	時	間	10時間/日	14時間/日
最	大	作	業	日	数	連彩	花6日
作	業	土	类	止	日	日曜日力	及び休日

- 1号区域とは、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長)が指定し た区域を言う。
 - イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の 発生を防止する必要がある区域
 - ニ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する 病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館 並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域

2号区域とは、法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域を言う。

表 騒音5 騒音規制法及び振動規制法に基づく地域指定等市町村一覧 (令和3年4月1日現在)

衣	17.14	百		"为日 /	הוויזא	IAI	X O				に基フく地	场门日人	יוו בי	HJ 1			(令和3年4)	V-1-70111/
								騒	音	規	制法		l 肚,一,	丁和	振		規制法	I
					特定	丁堤	等に	係ス		建設に係			特定 等に	工場 係る	行定 作業	建設に係		
市	町村:	名	旧市	町村名			7.70			域の	告示年月日	告示番号		の区			告示年月日	告示番号
									区分		H.4 1.74 H	ш ч ш ч	分		区分			
					1種	2種	3種	4種	1号	2号			1種	2種	1号	2号		
			大	分 市	0	0	0	0	0	0				0		0		
大	分	市		車原 町		0			0		市告示	Ř	鳷	制地	域な	し	市告	示
			佐賀	買関町		0	0	0	0	0			0	0	0	0		
别		R	Ŧ	市	0	0	0		0		市告示	Ř	0	0	0		市告	示
			中	津市		0	0	0	0	0	市告記	Ř	0	0 0 0 0		市告	示	
				光 村		0			0		市告え			規制]地域なし	
中	津	市	本耶	馬渓町		0			0		市告記	Ř				規制]地域なし	
			耶具	馬溪 町		0			0		市告記	Ř				規制]地域なし	
			Щ	国 町		0			0		市告示	Ŕ	0		0		市告	示
日	田	市	日	田市		0	0		0		市告え	Ŕ	0	0	0		市告	示
			佐	伯市		0	0	0	0	0	市告別	₹	0	0	0	0	市告	示 示
			上	浦町		0			0		市告え	Ť.	0		0		市告決	示
			弥	生 町		0			0		市告記	₹	0		0		市告決	
			本	匠 村		0			0		市告示	Ť.	0		0		市告	示
佐	伯	市	宇	目 町		0			0		市告え	Ŕ	0		0		市告	示 示
			直	川村		0			0		市告え	Ť.	0		0		市告	示 示
			鶴	見町		0			0		市告示	Ŕ	0		0		市告	示
			米力	k 津 村		0			0		市告示	₹	0		0		市告	
			蒲	江 町		0			0		市告示	₹	0		0		市告え	<u></u>
臼	杵	市	臼	杵 市		0	0	0	0	0	市告示	₹	0	0	0	0	市告	
津り	久 見	市	津り	八見市		0	0	0	0	0	市告示	Ŕ	0	0	0	0	市告決	示
lehe	田	+	竹	田市	0	0	0		0		市告示	₹	0	0	0		市告示	
77	Ш	Ш	久	住 町							規	制地域な	し					
Ht 34	, фп	7-1-	豊後	高田市	0	0	0	0	0		市告記	₹	0	0	0		市告	示 示
豆伢	後高田	1 II1	香	地町		0			0		市告え	Ŕ				規制	地域なし	
杵	李 在:	市	杵	築 市		0	0	0	0	0	市告え	±	0	0	0	0	市告	示
17	采	111	Щ	香 町		0	0		0		마급성	`				規制]地域なし	
			宇	佐 市	0	0	0	0	0	0	市告え	Ŕ	0	0	0	0	市告	示
宇	佐	市	院	内町		0			0		市告え	Ŕ				規制	地域なし	
			安心) 院町		0			0		市告え	Ř				規制]地域なし	
			111	重 町	0	0	0		0		市告示	₹	0	0	0		市告	示
			緒	方 町		0			0		市告示					規制]地域なし	
豊後	长大 野	市	大	野 町		0			0		市告示	Ř	0		0		市告	示
			千	歳村		0			0		市告示	Ř	0		0		市告決	示
			犬	飼 町		0			0		市告記	₹	0		0		市告	示
			挾	間町	0	0	0		0		<u></u>		0	0	0			
由	布	市	庄	内 町		0			0		市告示	Ŕ	0		0		市告	示
			湯オ	市院町	0	0	0		0				0	0	0			
			国	見町		0	0		0							規制]地域なし	
ज्य	古	市	国	東 町	0	0	0		0		士井二	±.	0	0	0			
国	水	111	武	蔵 町		0			0		市告別	`	0		0		市告	示
			安	岐 町		0			0				0		0			
日		Н	4	町	0	0	0		0		町告え	₹	0	0	0		町告え	示
九		亘	Ĺ	町		0			0		S54. 4. 3	第389号				規制]地域なし	
玖		形	k	町	0	0	0		0		町告え	₹	0	0	0		町告	示
姫		Æ	i ij	村								見制地域な	l					
				ブル、フゴ							新刊のルブル							

(備考) 着色されている市町は、騒音に係る環境基準の類型の当てはめがあることを示す。

表 騒音6 一般環境における騒音の環境基準達成状況

(令和2年度)

X 一般目 U	/リス ペペープし ドリ	ーマットン・の利用	1 □ 1/200 0000000000000000000000000000000000	空午,连,以 1/		明豆パケ〜~~		77日
	地域の	測 定	環境基準	達成地点		間区分毎の環	1	
市町村名	類 型	地点数	Int. Land	\+ \b. ++	昼 思 上巻	間	夜	間
			地点数	達成率	地点数	達成率	地点数	達成率
	A	2	2	100%	2	100%	2	100%
大 分 市	В	2	2	100%	2	100%	2	100%
	С	2	2	100%	2	100%	2	100%
	計	6	6	100%	6	100%	6	100%
	A	2	2	100%	2	100%	2	100%
中津市	В	5	4	80%	4	80%	4	80%
1 14 112	С	3	3	100%	3	100%	3	100%
	計	10	9	90%	9	90%	9	90%
	А	1	1	100%	1	100%	1	100%
日田市	В	1	1	100%	1	100%	1	100%
П Ш П	С	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	3	3	100%	3	100%	3	100%
	А	1	1	100%	1	100%	1	100%
佐伯市	В	2	2	100%	2	100%	2	100%
佐 伯 市	С	0	0	_	0	_	0	_
	計	3	3	100%	3	100%	3	100%
	А	2	2	100%	2	100%	2	100%
`h. b 🖽 🛨	В	4	3	75%	4	100%	3	75%
津久見市	С	5	5	100%	5	100%	5	100%
	計	11	10	91%	11	100%	10	91%
	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
// H	В	1	1	100%	1	100%	1	100%
竹 田 市	С	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	3	3	100%	3	100%	3	100%
	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
	В	1	1	100%	1	100%	1	100%
豊後高田市	С	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	3	3	100%	3	100%	3	100%
	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
	В	2	2	100%	2	100%	2	100%
杵 築 市	С	0	0	_	0	_	0	_
	計	3	3	100%	3	100%	3	100%
	A	2	0	0%	0	0%	2	100%
	В	2	2	100%	2	100%	2	100%
宇 佐 市	С	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	5	3	60%	3	60%	5	100%
	A	2	2	100%	2	100%	2	100%
	В	0	0	_	0	_	0	
国 東 市	С	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	3	3	100%	3	100%	3	100%
	А	15	13	87%	13	87%	15	100%
	В	20	18	90%	19	95%	18	90%
合 計	С		15		15			
		15		100%		100%	15	100%
	計	50	46	92%	47	94%	48	96%

備考 調査は下記の機関による

大分市環境対策課、中津市生活環境課、日田市環境課、佐伯市環境対策課、津久見市環境保全課、竹田市市民課、 豊後高田市環境課、杵築市生活環境課、宇佐市生活環境課、国東市環境衛生課

表 騒音7 道路に面する地域の騒音測定結果

父 限日 /	担路に囲りる地	ペンプラス 日 次	3/11/1/				_				_	14年度)
				環境	騒音	車	IIII - L-		基準	la Mr. Ela		限度
道路名	測 定 地 点	測定開始	測定終了	基	規	線		結果 バル・dB)		表準値 B)		騒音 レ(dB)
		年月日	年月日	準類	制区		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
				型	分	数	(Leq)	(Leq)	(Leq)	(Leq)	(Leq)	(Leq)
	大分市浜の市2丁目	2020/12/ 3	2020/12/ 4	С	С	6	70	△66	70	65	75	70
	大分市中戸次5186-2	2020/11/24	2020/11/25	С	С	4	△71	65	70	65	75	70
	大分市大字中戸次4840-19	2020/11/24	2020/11/25	С	С	4	△72	△66	70	65	75	70
	大分市大字古国府1174-1	2020/11/30	2020/12/ 1	С	С	2	△71	65	70	65	75	70
国道10号線	臼杵市野津町大字藤小野	2020/12/ 2	2020/12/ 3	_	_	2	69	63	70	65	75	70
	杵築市山香町大字立石	2020/12/15	2020/12/16	_	_	2	△72	△70	70	65	75	70
	字佐市大字岩崎1177-1	2020/10/26	2020/10/27	В	b	2	68	△66	70	65	75	70
	字佐市大字四日市965-1	2020/11/16	2020/11/17	С	С	2	68	65	70	65	75	70
	宇佐市大字南宇佐2124-5	2020/12/ 1	2020/12/ 2	С	с	2	69	△66	70	65	75	70
国道197号線	大分市大字城崎451番地	2020/11/12	2020/11/13	В	b	2	66	61	70	65	75	70
国道210号	玖珠郡玖珠町大字山田	2021/ 1/21	2021/ 1/22	В	b	2	68	65	70	65	75	70
四周210万	日田市石井2丁目556-6	2021/ 1/27	2021/ 1/28	В	b	2	66	60	70	65	75	70
	中津市本耶馬渓町曽木1861	2021/ 1/27	2021/ 1/28	В	b	2	69	62	70	65	75	70
国道212号線	中津市耶馬溪町柿坂138-1	2021/ 3/22	2021/ 3/23	В	b	2	64	59	70	65	75	70
国理2125째	中津市山国町宇曽1210	2021/ 1/25	2021/ 1/26	В	b	2	68	63	70	65	75	70
	日田市吹上町1231-4	2021/ 3/17	2021/ 3/18	В	С	4	66	59	70	65	75	70
	中津市沖代町1-1-11	2021/ 2/ 3	2021/ 2/ 4	С	С	4	66	63	70	65	75	70
	中津市下池永436	2021/ 1/19	2021/ 1/20	С	С	2	68	63	70	65	75	70
	豊後高田市新地1719番地1	2021/ 3/10	2021/ 3/11	С	С	2	56	52	70	65	75	70
国道213号線	国東市国東町小原121番地4	2021/ 2/19	2021/ 3/ 9	С	С	2	65	59	70	65	75	70
	国東市国東町鶴川1905番地1	2021/ 2/19	2021/ 3/ 9	А	a	2	61	58	70	65	75	70
	国東市国東町鶴川136番地1	2021/ 2/19	2021/ 3/ 9	С	С	2	62	59	70	65	75	70
	国東市国東町田深280番地2	2021/ 2/19	2021/ 3/ 9	С	С	2	63	60	70	65	75	70
	佐伯市西谷町5番49号	2020/10/20	2020/10/21	С	С	2	60	52	70	65	75	70
	佐伯市大字戸穴336番地1	2020/10/26	2020/10/27	В	b	2	62	50	70	65	75	70
国道217号	津久見市セメント町2番	2020/11/19	2020/11/20	С	С	2	65	59	70	65	75	70
	津久見市中町4-32	2020/11/25	2020/11/26	С	С	2	△73	△67	70	65	75	70
	津久見市大字千怒210-6	2020/12/ 2	2020/12/ 3	С	С	2	67	59	70	65	75	70
□ 1¥00 = □	宇佐市大字別府254-5	2020/11/10	2020/11/11	С	С	4	65	56	70	65	75	70
国道387号	宇佐市院内町山城32	2020/10/ 8	2020/10/ 9	В	b	2	64	53	70	65	75	70
国道388号	佐伯市駅前2丁目4番26号	2020/11/ 4	2020/11/ 5	С	С	4	62	50	70	65	75	70
国道500号	宇佐市安心院町下毛2112-1	2020/11/ 4	2020/11/ 5	В	b	2	61	50	70	65	75	70
県道21号大分臼杵線	大分市錦町2丁目14番12号	2020/11/16	2020/11/17	С	С	4	△72	△66	70	65	75	70
県道22号大在大分港線	大分市向原西1丁目3-33	2020/11/12	2020/12/13	С	С	6	69	65	70	65	75	70
県道22号	宇佐市大字長洲1482-1	2020/10/14	2020/10/15	С	С	2	68	61	70	65	75	70
県道38号坂ノ市中戸次線	大分市坂ノ市西4丁目10番6号	2020/12/ 8	2020/12/ 9	В	b	2	61	49	70	65	75	70
	宇佐市大字川部841-1	2020/10/13	2020/10/14	В	С	2	61	48	70	65	75	70
県道207号大分挾間線	大分市大字賀来3591	2020/12/21	2020/12/22	В	b	4	64	58	70	65	75	70
	中津市上宮永314	2021/ 2/ 2	2021/ 2/ 3	А	a	2	65	55	70	65	75	70
	中津市田尻1101	2021/ 1/20	2021/ 1/21	В	b	2	68	64	70	65	75	70
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	中津市一ツ松62-1	2021/ 1/18	2021/ 1/19	A	a	2	61	53	70	65	75	70
県道中津吉富線	中津市殿町1383-1	2021/ 1/15	2021/1/16	С	С	2	64	59	70	65	75	70
	1 17 17 /X 13 1000 I	-V-1/ 1/ 1U	2021/1/10				J-1	00	. , 0	00	1.0	1,0

				環境	騒	車	Ħ	₩ 境	基 準		要請	限度
道路名	測 定 地 点	測定開始 年月日	測定終了	基	音規制	線		結果 バル・dB)	環境基	長準値 B)	等価 レベル	騒音 レ(dB)
2	, en ii 100 AC 26 AN		年月日	準類型	制区分	数	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)
	中津市豊田町14-38	2021/ 3/ 9	2021/ 3/10	С	С	4	59	55	70	65	75	70
県道中津高田線	中津市中殿512(東本町)	2021/ 1/13	2021/ 1/14	С	с	2	63	59	70	65	75	70
	中津市中殿571	2021/ 1/14	2021/ 1/15	С	С	2	64	58	70	65	75	70
県道万田四日市線	中津市福島1902	2021/ 3/ 8	2021/ 3/ 9	В	b	2	53	44	70	65	75	70
県道臼木沖代線	中津市三光臼木1495-4	2021/ 1/28	2021/ 1/29	В	b	2	62	55	70	65	75	70
県道白地日田線	日田市上城内町29	2021/ 2/15	2021/ 2/16	С	с	2	60	49	70	65	75	70
市道117号	字佐市大字閣395	2020/11/17	2020/11/18	С	c	2	△66	57	65	60	75	70
市道120号	字佐市大字四日市1352-2	2020/11/12	2020/11/13	С	с	2	64	51	65	60	75	70
市道128号	字佐市大字岩崎798-2	2020/10/27	2020/10/28	В	b	1	△58	45	55	45	65	55
市道243号	宇佐市大字神子山新田39-17	2020/10/28	2020/10/29	В	b	2	56	47	65	60	75	70
市道大原日田線	日田市田島2丁目6-1	2021/ 1/19	2021/ 1/20	С	c	2	56	46	65	60	75	70
市道下郡宮崎大通り線	大分市下郡国境3260-17	2020/12/21	2020/12/22	С	c	4	70	65	70	65	75	70
市道駅前佐伯大橋線	佐伯市池船町19番19号	2020/10/19	2020/10/20	В	b	2	65	55	65	60	75	70
市道臼坪女島線	佐伯市中村北町6番8号	2020/10/21	2020/10/22	В	b	2	65	57	65	60	75	70
市道七里線	竹田市大字会々 七里	2021/ 1/18	2021/ 1/19	В	b	2	47	39	65	60	75	70
別府一の宮線	由布市湯布院町川南1677番地1	2020/10/28	2020/10/29	Α	_	2	67	57	70	65	75	70
豊後高田国東線	国東市国東町田深741番地	2021/ 2/19	2021/ 3/ 9	В	b	2	59	36	70	65	75	70
玖珠山国線	玖珠郡玖珠町大字塚脇	2021/ 1/21	2021/ 1/22	С	с	2	64	53	70	65	75	70

備考1 調査は下記の機関による

大分市環境対策課、中津市環境政策課、日田市環境課、佐伯市環境対策課、津久見市環境保全課、竹田市市民課、 豊後高田市環境課、杵築市生活環境課、宇佐市生活環境課、由布市環境課、国東市環境衛生課

- 2 網掛け部分は大分県環境保全課の常時監視測定結果である。
- 3 △、は環境基準値を超過するもの。▲は要請限度を超過する騒音レベルを示す。 (要請限度は3日間の測定で評価を行わなければならないため、※を付したものは参考までの評価とする。)

表 騒音8 道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況の面的評価結果

(令和2年度)

	昼夜とも基	 基準値以下	昼のみ基	準値以下	夜のみ基	準値以下	昼夜とも基準値超過		
	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	
全戸数 (97,425戸)	94,690	97.2	389	0.4	948	1.0	1,398	1.4	
近接空間 (39,774戸)	38,095	95.8	262	0.7	480	1.2	937	2.4	
非近接空間 (57,651戸)	56,595	98.2	127	0.2	468	0.8	461	0.8	

近接空間とは、面的評価を行う50mの範囲のうちで、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。 ・2車線以下の車線を有する幹線道路 道路端から15m

- ・2車線を超える車線を有する幹線道路 道路端から20m
- 2 非近接空間とは、50mの評価範囲のうちで近接空間以外の場所をいう。

道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況の評価結果(道路種類別総括表) 壓許9 表

L																		
		12	12		評価	評価結果(全体	体)			評価結果	5果(近接空間	空間)			評価結	評価結果 (非近接空間	(空間)	
		: #		住居等	昼夜とも	昼のみ			住居等	昼夜とも			昼夜とも	住居等		昼のみ		昼夜とも
		[<u> ×</u>	≣ [戸数	基準値	基準値	基準値		戸数	基準値			基準値	戸数		基準値		基準値
		1 ==		1 + 2 +	以下	以下			1+2+	以下			超過	1+2+		以下	以下	超過
		四	亖	3 + 4	Θ	(2)		4	3+4	Θ	(2)	<u></u>	4	3+4	Θ	(2)	⊛	4
		長 (km)	数 (区間)	(闰)	(闰)	(闰)	(闰)	(闰)	(戸)	(闰)	(闰)	(闰)	(闰)	(闰)	(闰)	(戸)	(戸)	(三)
全	全体(住居等戸数)	3186.4	1,157	97,425	94,690	389	948	1,398	39,774	38,095	262	480	937	57,651	56,595	127	468	461
【	高速自動車国道	6.86	49	1,148	1,142	0	3	3	427	426	0	1	0	721	716	0	2	3
植類	一般国道	991.9	468	35,270	33,521	243	466	1,040	14,177	13,110	155	183	729	21,093	20,411	88	283	311
別の出	原	2083.5	627	57,017	56,100	143	438	336	23,484	22,893	104	295	192	33,533	33,207	39	143	144
【黑】	4車線以上の市町村道	12.1	13	3,990	3,927	3	41	19	1,686	1,666	3	1	16	2,304	2,261	0	40	3

	評価区間遊	評価区間付了回り	住居等	昼夜とも 基準値 以下 ①	唇のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④	住居等 戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値以 下 ②	夜のみ 基準値以 下 ③	昼夜とも 基準値超 過 ④	住居等 戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	唇夜とも 基準値 超過 ④
E E	**\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		(三)	(三)	(戸)	(戸)	(闰)	(闰)	(戸)	(闰)	(闰)	(戸)	(闰)	(戸)	(闰)	(戸)	(闰)
36.	3186.4 1,1	1,157	100.0	97.2	0.4	1.0	1.4	100.0	8.26	2.0	1.2	2.4	100.0	98.2	0.2	0.8	0.8
82	6:86	49	100.0	666	0.0	0.3	0.3	100.0	8.66	0.0	0.2	0.0	100.0	69.3	0.0	0.3	0.4
)	991.9	468	100.0	0.26	0.7	1.3	2.9	100.0	92.5	1.1	1.3	5.1	100.0	8.96	0.4	1.3	1.5
8	2083.5	627	100.0	98.4	0.3	0.8	9.0	100.0	67.5	0.4	1.3	0.8	100.0	0.66	0.1	0.4	0.4
	12.1	13	100.0	98.4	0.1	1.0	0.5	100.0	98.8	0.2	0.1	0.9	100.0	98.1	0.0	1.7	0.1

上表の「全体(住居等戸数)」「全体(割合)」に記載されている数字は、重複計上されている分を除く。 ただし、「道路種類別の内訳」に記載されている戸数及び割合については、交差点等における複数評価区間の重複計上分を含む。 備考1

22

2,533

41 27

45 23 3

98

86

13

0 3 3 3 67 71 17 72 72 72 72 72 19 9 9

0 3 67 71 72 72 72 72 113 113 9

000

田野宝泉寺停車場総 右田引洽線

00

164 51 25 27 24 46 46 46 22 22 86 86

205 45 164 51 164 164 22 22 22 22 22 22 3 3 3 3 3

田野野上線 森耶馬溪線

负珠山国線 日田玖珠線 **为珠天瀬線** 自地日田線

菅原戸畑線

0000

00

0000

八坂真那井線 日出港線 日出真那井杵築線

别府山香線

000

 $\frac{4}{6}$

4 0

131

飯田高原中村線

剥府一の宮線

藤原杵築線

下恵良九重線 田野庄内線

書曲野田線

0

205

昼夜とも 基準値 超過 令和2年度) (II 唇のみ 基準値 以下 ② <u>I</u> 面的評価 昼夜とも 基準値 以下 ① 45 69 69 45 94 31 13 70 70 204 住居等 万数 11+2+ 3+4 Î 昼夜とも 基準値 超過 ④ | 検 | 接 | 大 | ③ | ③ | 3 ÎI. (近接空間) 暦99 基準 以下 (III 面的評価 昼夜とも 基準値 以下 ① 住居 (1) + (2) + (3) + (4) + Î<u>L</u> 昼夜とも 基準値 超過 (I 0000 後 と 基準値 以下 ③ Î 町村の路線別の面的評価結果(戸数) 母のみ 基準値 以下 ②下 Œ 面的評価 母夜とも 基準値 以下 73 98 98 12 12 12 93 93 90 508 31 584 584 437 Î 73 98 63 63 12 12 12 93 93 90 31 31 713 435 441 住居等 口+ 数 3+4 Œ パス) 九州横断自動車道長崎大分線 一般国道10号 一般国道10号 (日出バイパス (町田バイ 谷 一般国道387号BP(西浦姫島港線 北浦姫島港線 繗 騒音10 ・般国道210号 稲積姫島港線 日出山香線 一般国道213号 --般国道387-盤 表

2,562 重複計上されている分を除く。 ただし、「全体(合計)」の戸数は、 上表の戸数は、交差点等における複数評価区間の重複計上分を含む。

全存 *

下恵良九重線

原耶馬

表 騒音11 町村の路線別の面的評価結果(割合)

			Ē		ľ	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1		1	1		(X) 1 7 7 1 1 1
		面的評価程	価結果(全体)		甲	面的評価結果	(近接空間		间 回	面的評価結果	(非达接空間	
路	昼夜とも 基準値 以下	屋のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	昼夜とも 基準値 超過	昼夜とも 基準値 以下	昼のみ 基準値 以下	夜 り 基準値 以下	昼夜とも 基準値 超過	昼夜とも 基準値 以下	昼のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	昼夜とも 基準値 超過
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
九州横断自動車道長崎大分線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道10号	97.1	0.8	2.1	0.0	98.3	1.7	0.0	0.0	96.5	0.3	3.2	0.0
一般国道10号 (日出バイパス)	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道210号	626	2.0	0.4	1.7	93.3	2.7	0.0	4.0	8.78	1.4	0.7	0.0
一般国道213号	986	0.0	1.4	0.0	98.8	0.0	1.2	0.0	98.5	0.0	1.5	0.0
一般国道387号	99.1	0.0	6.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	98.3	0.0	1.7	0.0
一般国道387号BP (町田バイパス)	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
西浦姫島港線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
北浦姫島港線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
稲積姫島港線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
日出山香線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
別府山香線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
八坂真那井線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
日出港線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
日出真那井杵築線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
藤原杵築線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
別府一の宮線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0:0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
飯田高原中村線	6.96	0.0	0.0	3.1	93.8	0.0	0.0	6.3	100.0	0.0	0.0	0.0
下恵良九重線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
田野庄内線	100.0	0.0	0.0	0:0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
書曲野田線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
田野宝泉寺停車場線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
右田引洽線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
菅原戸畑線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
田野野上線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
森耶馬溪線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
玖珠山国線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
日田玖珠線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
玖珠天瀬線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
白地日田線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
下恵良九重線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
川上玖珠線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
全体 (合計)	8.86	0.4	0.5	0.3	98.7	9.0	0.1	9.0	6.86	0.3	6.0	0.0
			:			:					!	

備考1 上表の割合の算出にあたっては、交差点等における複数評価区間の重複計上分の戸数を含んでいる。ただし、「全体(合計)」の割合の算出にあたっては、重複計上されている分を除いている。

表 騒音12 航空機騒音実態調査結果

(令和2年度)

調査地点	調査場所	地域類型	調査	結果
胸重地点	四 正 物 別	地域類望	Lden (dB)	WECPNL
No. 1	国東市武蔵町糸原120	II	44	57
No. 2	国東市武蔵町糸原3694	П	47	61
No. 5	国東市武蔵町糸原1627	I	40	54
No. 7	国東市安岐町塩屋1754	I	37	50
No. 9	国東市安岐町下原1134番地1	I	37	50
No.10	国東市安岐町下原807番地1	II	49	63
No.13	国東市武蔵町内田1648番地	I	37	48

[※]調査地点番号が連番でないのは、調査地点の見直しを行ったことによるもの

表 騒音13 騒音苦情受付件数 (発生原因別)

(令和2年度)

	発生原因	区分	産	工事	飲	カ	自	鉄	航	家	自	そ	不	合	3
			産業用機械作動	事・建設作業	食店営	ラオ	動		空	庭 生	然	0)			うち低周波
市町	村等		動	業	業	ケ	車	道	機	活	系	他	明	計	波
県	保 健	所	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0
大	分	市	15	23	2	0	1	0	0	4	0	26	6	77	1
別	府	市	3	8	0	3	0	0	0	2	1	6	1	24	3
中	津	市	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0
日	田	市	0	2	1	0	0	0	0	0	0	3	0	6	0
佐	伯	市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	4	0
臼	杵	市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
津	久 見	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹	田	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊	後 高 田	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
杵	築	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇	佐	市	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
豊	後大野	市	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
由	布	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
玉	東	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
姫	島	村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日	出	町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
九	重	町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玖	珠	町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計		26	37	4	4	2	0	0	7	1	37	8	126	4

表 騒音14 騒音に係る特定施設別届出数

(令和3年3月31日現在)

	特別	定施設	金 機	空 圧	土破	織	建製	穀 製	木機	抄	印	合 射	鋳	特 総	特 総
`			属	縮	砕		設 造		材		刷	成出	型	定	定
			加加	機	石機		用血	物粉	カロ	紙	機	樹成	造	施	工
→ mn	· 4-4				"	1446	具	DD 1486	, , , , ,	146		脂形	型		場然数
市町	1		工械	気 等	用等	機	材械	用機	工械	機	械	用機	機	設 数	等 数
大	分	市	709	5,724	331	834	60	1	340	11	277	228	43	8,558	886
別	府	市	22	533	2	0	2	0	47	0	117	5	0	728	173
中	津	市	369	913	43	0	13	1	78	0	37	225	15	1,694	167
日	田	市	37	280	4	0	2	0	272	0	32	0	0	627	129
佐	伯	市	99	484	45	0	7	0	112	0	57	0	1	805	101
臼	杵	市	9	382	1	0	6	0	12	0	15	0	1	426	48
津	久 見	市	38	561	178	0	2	0	0	0	1	0	0	780	27
竹	田	市	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	6	5
豊	後高日	日市	15	138	1	0	1	0	7	0	15	74	0	251	27
杵	築	市	0	219	0	0	0	0	0	0	0	0	0	219	1
宇	佐	市	97	97	1	0	2	0	8	0	3	84	1	293	46

		特	定施設	金 機	空 圧	土破	織	建 製	穀 製	木機	抄	印	合 射	鋳	特総	特 総
				属	縮	砕		設 造		材		刷	成 出	型	定	定
				加	機	石機		用	物粉	加	紙	機	樹成	造	施	工
				ЛН	1)交	15天		資機		ли		17天	脂形	型) JUL	場
市町	「村			工 械	気 等	用等	機	材 械	用機	工械	機	械	用機	機	設 数	等 数
豊	後	大	野市	2	61	4	0	2	0	0	0	0	26	0	95	20
由	7	布	市	5	16	0	0	0	0	1	0	0	0	0	22	8
玉	3	東	市	22	84	1	0	1	0	1	0	0	108	0	217	18
姫		島	村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日	i	出	町	0	2	13	71	0	0	0	0	4	0	0	90	5
九		重	町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玖	j	珠	町	1	9	0	0	0	0	0	0	2	21	0	33	8
	合	Ē	计	1,427	9,505	624	905	98	2	880	11	560	771	61	14,844	1,669

表 騒音15 騒音に係る特定建設作業別届出数

	特定	建設作	業	く使 い用 打す	び ま 引 す	さ く 岩 を 用 する	空 使 気用 圧す	コンクリープラント:	バ ッ カ す	ト ラ ク を ヨ べ	ブルド」	合
市町	·村			機る 等作 を業	打る 機作 を業	石機を業	縮る 機作 を業	リートで業を	ホる ウ作 を業	タル作業	ーザーを業	計
大	分	नं	f	33	1	522	22	0	4	0	1	583
別	府	Ħ	ij	5	0	53	13	0	56	0	2	129
中	津	Ħ	ij	0	0	4	1	1	8	2	0	16
日	田	ने	ī	2	0	1	0	0	6	0	0	9
佐	伯	ने	ij	1	0	8	2	0	39	0	0	50
臼	杵	Ħ	ī	0	0	1	0	0	1	0	0	2
津	久	見す	ī	0	0	21	4	0	0	0	0	25
竹	田	ने	ij	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊	後 高	田司	ĵ	2	0	2	0	0	1	0	0	5
杵	築	Ħ	j	1	0	0	0	0	3	0	0	4
宇	佐	Ħ	ij	0	0	0	0	0	4	0	0	4
豊	後 大	野市	ī	1	0	5	4	0	10	0	0	20
曲	布	Ħ	f	1	0	16	1	0	13	0	0	31
玉	東	Ħ	ī	1	0	3	1	0	2	0	1	8
姫	島	木	寸	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日	出	田	J	0	0	1	0	0	5	1	0	7
九	重	田	Ţ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玖	珠	Ħ	Ţ	0	0	1	0	0	2	0	0	3
	合	計		47	1	638	48	1	154	3	4	896

振動規制基準 表 振動1

(1) 特定工場等 (単位:デシベル)

時間の区分	区域の区分	第1種区域	第2種区域	時間の区分
昼	間	60	65	午前8時~午後7時 (ただし、津久見市は午前7時~午後7時)
夜	間	55	60	午後7時~翌日の午前8時 (ただし、津久見市は午後7時~翌日の午前7時)

「第1種区域」とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されて

いるため、静穏の保持を必要とする区域をいう。 「第2種区域」とは、住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活 環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、 その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域をいう。

(2) 特定建設作業

(-/ 13 AC ACHAIT A		
担知百日	区域	の区分
規制項目	1号区域	2号区域
基 準 値	75デ	シベル
作業禁止時間	午後7時~翌日の午前7時	午後10時~翌日の午前6時
最大作業時間	10時間/日	14時間/日
最大作業日数	連続	5 6 日
作業禁止日	日曜日	及び休日

- 備考 「1号区域」とは、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定 した区域を言う。
 - イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の 発生を防止する必要がある区域
 - ニ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する 病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規 定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域

「2号区域」とは、法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域を言う。

表 振動2 振動苦情受付件数 (発生原因別)

市町村	振動の	種類	産業用 機械作動	工事・ 建設作業	自動車・鉄道・ 航空機運行	その他	不 明	合 計
県	保 健 彦	斤	0	0	0	0	0	0
大	分寸	Ħ	0	2	3	0	0	5
別	府市	ħ	0	0	0	0	0	0
中	津 市	Ħ	0	0	0	0	0	0
日	市 田	Ħ	0	1	1	1	0	3
佐	伯市	fi	0	0	0	0	0	0
白	杵 7	þ	0	0	0	0	0	0
津	久 見 †	ħ	1	1	0	0	0	2
竹	田 寸	f	0	0	0	0	0	0
豊 後	後高 田 市	þ	0	0	0	0	0	0
杵	築 寸	ħ	0	0	0	0	0	0
宇	佐市	Ħ	0	0	0	0	0	0
豊 後	& 大野市	μ	0	0	0	0	0	0
由	布市	ī	0	0	0	0	0	0
国	東市	ħ	0	0	0	0	0	0
姫	島	寸	0	0	0	0	0	0
日	出田	Ţ	0	0	0	0	0	0
九	重 町	T_	0	0	0	0	0	0
玖	珠	Ţ	0	0	0	0	0	0
合	計		1	4	4	1	0	10

表 振動3 振動に係る特定施設別届出数

(令和3年3月31日現在)

	特定	施設	金機	圧	土	織	ブコ	木	印	ゴ合用	合射	鋳	特	特
			属	縮	土石用破砕機等		ロック	材加	刷	ム練用又 成 樹 脂	成 出 樹 成	型造	定施設総数	特定工場等総数
			加	7111	砕		マシン	工機	機	用『	脂形	型型	設総	等
市町	「村		工械	機	候 等	機	等ト	械	械	は練機	用機	機	数	数数
大	分	市	596	795	235	716	27	31	120	0	206	41	2,767	446
別	府	市	56	86	2	0	0	0	39	0	5	0	188	61
中	津	市	282	315	26	0	3	4	5	14	292	4	945	101
日	田	市	0	129	0	0	0	2	0	0	0	0	131	19
佐	伯	市	82	68	46	0	0	21	13	0	1	0	231	50
臼	杵	市	76	155	1	0	1	1	5	0	1	0	240	36
津	久 見	1 市	36	138	171	0	0	0	0	0	0	0	345	22
竹	田	市	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	4	3
豊	後高日	日市	16	95	1	0	0	2	4	0	93	0	211	24
杵	築	市	0	10	0	0	0	0	0	0	19	0	29	2
宇	佐	市	96	63	1	0	0	0	0	0	84	0	244	33
豊	後大り	野市	0	18	3	0	0	0	0	0	26	0	47	9
由	布	市	3	14	0	0	0	0	0	0	0	0	17	5
国	東	市	21	36	1	0	0	0	0	0	88	0	146	13
姫	島	村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日	出	町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九	重	町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玖	珠	町	0	8	0	0	0	0	0	2	21	0	31	6
1	ì	計	1,264	1,932	487	716	31	63	186	16	836	45	5,576	830

表 振動4 振動に係る特定建設作業別届出数

	AN CIN O NACE	-4211 203 3744	^		(1-1621)
特定建設作業市町村	くい打機等を 使用する作業	鋼球を使用して 破壊する作業	舗装版破砕機を 使用する作業	ブレーカーを 使用する作業	合 計
大 分 市	24	0	1	428	453
別 府 市	4	0	0	74	78
中 津 市	0	0	0	7	7
日 田 市	2	0	0	3	5
佐 伯 市	1	0	0	20	21
臼 杵 市	0	0	0	3	3
津久見市	1	0	0	18	19
竹 田 市	0	0	0	0	0
豊後高田市	2	0	0	0	2
杵 築 市	1	0	0	0	1
宇 佐 市	0	0	0	2	2
豊後大野市	1	0	2	4	7
由 布 市	1	0	0	4	5
国 東 市	2	0	0	1	3
姫 島 村	0	0	0	0	0
日出町	0	0	0	1	1
九 重 町	0	0	0	0	0
玖 珠 町	0	0	1	0	1
合 計	39	0	4	565	608

表 悪臭 1 悪臭苦情受付件数(発生原因別)

(令和2年度)

	The second discountries and the second discountries are second discountries.																
	発生原因	区分	〜焼 施	機産	産業	漏流	建工設	営飲	投廃	(機器)	(その他)	(ペット)	(野焼き)	自	そ	不	合
			量型	械業作	業排	出	作事	食	棄	男生	の生	ッ生	焼	然	の		
市町	」村等		一 却	動用	水	洩.	業.	業店	棄物	二活	他活	♪活	ぎ却	系	他	明	計
県	保 健	所	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	5	1	10
大	分	市	1	10	3	1	1	1	0	0	11	0	105	2	9	0	144
別	府	市	14	0	1	4	0	1	0	0	1	0	37	0	9	1	68
中	津	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
日	田	市	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	0	0	2	0	6
佐	伯	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
臼	杵	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
津	久 見	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹	H	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
豊	後高田	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
杵	築	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇	佐	市	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	10	2	15
豊	後大野	市	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	3
由	布	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玉	東	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
姫	島	村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日	出	町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九	重	町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3
玖	珠	町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	合 討		15	10	8	6	1	2	0	0	19	1	145	2	42	6	257

表 悪臭2 六段階臭気強度表示法

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかる弱い臭い(認知閾値濃度)
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

表 悪臭3 悪臭防止法に基づく規制基準

(1) 敷地境界線の地表における規制基準

ア 物質濃度による規制

(大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市)

(単位:ppm)

特定悪臭物質の種類	規制基準	特定悪臭物質の種類	規制基準
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素※	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

※別府市内は硫化水素の規制が適用されない。

イ 臭気指数による規制

(宇佐市)

第1種区域(都市計画区域内)の規制基準	第2種区域(都市計画区域外)の規制基準
12	14

注) 宇佐市は、令和2年10月1日から臭気指数による規制を開始。

(豊後大野市)

第1種区域(都市計画区域内)の規制基準	第2種区域(都市計画区域外)の規制基準
12	15

(2) 排出口における規制基準

ア 物質濃度による規制

(大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市)

特定悪臭物質(*)の種類ごとに次の式により算出した流量 $\rm q = 0.108 \times He^2 \times Cm$

悪臭物質の流量 (0℃、1気圧での㎡/時)

補正された気体排出口の高さ (m)

敷地境界における規制基準 (ppm) Cm

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、 イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、 メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

イ 臭気指数による規制

(宇佐市、豊後大野市)

(1)に掲げる規制基準の値を基礎として規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数 注) 宇佐市は、令和2年10月1日から臭気指数による規制を開始。

(3) 排出水における規制基準

ア 物質濃度による規制

(大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市)

特定悪臭物質の種類	排出水の量	規制基準(mg/L)
	0.001㎡毎秒以下の場合	0.03
メチルメルカプタン	0.001㎡毎秒を超え、0.1㎡毎秒以下の場合	0.007
	0.1㎡毎秒を超える場合	0.002
	0.001㎡毎秒以下の場合	0.1
硫化水素	0.001㎡毎秒を超え、0.1㎡毎秒以下の場合	0.02
	0.1㎡毎秒を超える場合	0.005
	0.001㎡毎秒以下の場合	0.3
硫化メチル	0.001㎡毎秒を超え、0.1㎡毎秒以下の場合	0.07
	0.1㎡毎秒を超える場合	0.01
	0.001㎡毎秒以下の場合	0.6
二硫化メチル	0.001㎡毎秒を超え、0.1㎡毎秒以下の場合	0.1
	0.1㎡毎秒を超える場合	0.03

イ 臭気指数による規制

(宇佐市)

第1種区域(都市計画区域内)の規制基準	第2種区域(都市計画区域外)の規制基準
28	30

注) 宇佐市は、令和2年10月1日から臭気指数による規制を開始。

(豊後大野市)

(1)に掲げる規制基準の値を基礎として規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数

表 悪臭4 かおり風景100選選定地点(県内)

			· - · - · - · - · · · · · · · · · · ·
市	町	村	名
別	府	市	別府八湯の湯けむり
大	分	市	大分野津原香りの森
臼 竹	杵田	市市	臼杵・竹田の城下町のカボス
竹九	田重	市町	くじゅう四季の草原、野焼きのかおり

図 悪臭5 畜産環境保全指導体制

